

中学校民間教育団体活用スペシャル講座業務委託
プロポーザル実施要領

令和7年1月

那珂川市教育委員会

目次

1	趣旨	1
2	業務名	1
3	業務内容	1
4	委託期間	1
5	受託候補者選定方式	1
6	提案上限額	1
7	参加資格に関する事項	1
8	実施スケジュール	2
9	手続等に関する事項	2
10	審査会の実施	3
(1)	審査会	3
(2)	事前書類審査	3
(3)	プレゼンテーション審査	4
11	参加資格の喪失に関する事項	5
12	その他留意事項	5
13	提出場所・問い合わせ先	6

1 趣旨

この要領は、中学校民間教育団体活用スペシャル講座業務委託の受託候補者をプロポーザル方式で選定するにあたり、公正かつ適正に審査を実施するため、必要な事項について定める。

2 業務名

中学校民間教育団体活用スペシャル講座業務

3 業務内容

業務内容は、中学校民間教育団体活用スペシャル講座業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

5 受託候補者選定方式

公募型プロポーザル方式

6 提案上限額

6,276,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※本業務委託の契約締結に係る上限額であり、提案額がこの上限額を超えた場合には審査対象としない。

7 参加資格に関する事項

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税、地方税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、那珂川市から指名停止措置を受けていないこと。

※提案が採用され候補者となった場合も、契約締結の日までに那珂川市から指名停止措置を受けた場合は、契約を締結することができません。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、

次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

8 実施スケジュール

公募開始	令和7年2月7日（金）
質疑書提出締切	令和7年2月21日（金）17時まで
質疑回答	令和7年2月28日（金）
参加表明書等、企画提案書等の提出締切	令和7年3月14日（金）17時まで
参加資格の通知	令和7年3月21日（金）までに通知
プレゼンテーション（ヒアリング）	令和7年3月28日（金）予定
選定結果の通知	令和7年3月31日（月）までに通知
契約内容協議、契約締結	令和7年4月下旬

※参加表明者が6者以上となった場合は、事前書類審査を行い、5者を選定する。また、参加表明者が6者に満たない場合は、事前書類審査を行わない。なお、参加表明者が4者以下の場合でもプレゼンテーション審査は実施する。

9 手続等に関する事項

(1) 質疑書の受付

ア 提出期限

令和7年2月21日（金）17時必着

イ 提出方法

「質疑書（様式第1号）」を電子メールで提出すること。また、提出後は、その旨を必ず電話で連絡すること。

ウ 回答方法

那珂川市ホームページに掲載して行う。また、この質疑回答の内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

(2) 参加表明書及び企画提案書等の受付

- ア 提出期限
令和7年3月14日（金）17時必着
- イ 提出方法
持参又は郵送（電子メール及びファクスは不可）で提出すること。なお、郵送による場合は、提出を証することができる方法（書留など）によること。
- ウ 提出場所
「13 提出場所・問い合わせ先」のとおり。
- エ 提出書類
- ① 参加表明書（様式第2号）
 - ② 参加表明者概要説明書（任意様式／パンフレット等でも可。）
 - ③ 企画提案書（任意様式／6枚以内）
様式は任意であるが、大きさは日本工業規格A4判とする。
 - ④ 見積書（様式第3号）
 - ⑤ 事業実績書（任意様式）
※学習支援の行政委託事業としての実績を記載のこと。
 - ⑥ 誓約書（様式第4号）
 - ⑦ 登記事項証明書
 - ⑧ 税務署が発行する国税の滞納が無いことの証明
 - ⑨ 市区市村が発行する市区市村民税の滞納が無いことの証明
※ただし、那珂川市の入札参加資格者名簿に登録されている者については、⑦⑧⑨の提出は不要とする。
- オ 提出部数
正本1部、副本6部
※企画提案書でカラー印刷を使用した場合は副本についてもカラー印刷で提出すること。

10 審査会（事前書類審査及びプレゼンテーション審査）の実施

（1）審査会

プロポーザルに係る審査は、次に掲げる委員5名により組織された審査会が実施する。

- ア 教育部長
イ 学校教育課長
ウ 教育指導室長
エ 教育指導室指導主事1名
オ 市立中学校代表校長1名

（2）事前書類審査（一次審査）

参加表明者が6者以上となった場合は、提出書類について、以下の審査項目により事前書類審査を行い、5者を選定する。

なお、参加表明者が6者に満たない場合は、事前書類審査は行わない。

【審査項目及び配点】

審査項目		配点			
総合的な企画力 ・本事業の趣旨及び仕様を理解しているか。 ・効果的及び効率的な実施方法となっているか。 ・関係機関（行政及び学校等）との連携等は配慮されているか。 ・独自性及び創造性のある企画になっているか。 ・適切な効果検証方法となっているか。		40点			
事業の実施体制 ・適切に実施できる人員配置及び資質向上の取組はなされているか。 ・管理体制において、適切な措置は講じられているか。		40点			
事業者の業務遂行能力 ・本事業に必要な学習支援能力はあるか。 ・過去の業務実績等から確実性のある企画になっているか。		20点			
配点合計		100点			
評価点合計（配点合計×委員5名）		500点			
	A	B	C	D	E
評価	優秀である	やや優秀である	普通	やや劣っている	劣っている
	配点×1.0	配点×0.8	配点×0.5	配点×0.2	配点×0

(3) プレゼンテーション審査

ア 審査日時

令和7年3月28日（金）予定

※プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

イ 審査方法

(ア) プレゼンテーション（20分以内）及びヒアリングを提案者ごとに行う。

(イ) パソコン、プロジェクター及びスクリーンの使用は可能とする。

(ウ) プロジェクター、スクリーン及びケーブルは那珂川市教育委員会で準備するが、パソコン本体については、自己搬入すること。機器の不具合等によって発生する時間損失の責任は負わない。なお、プレゼンテーションに要する機器全てを自己搬入して構わない。

ウ 審査項目及び配点

・審査会は、プレゼンテーション審査について、次の審査項目ごとに、審査委員が評価した点数を合計した総合点数で審査する。審査の結果、評価点合計が最も高い提案者を業務委託候補者とし、次点を獲得した1者を補欠候補者とする。

審査項目		配点			
総合的な企画力 ・ 本事業の趣旨及び仕様を理解しているか。 ・ 効果的及び効率的な実施方法となっているか。 ・ 関係機関（行政及び学校等）との連携等は配慮されているか。 ・ 独自性及び創造性のある企画となっているか。 ・ 適切な効果検証方法となっているか。		40点			
事業の実施体制 ・ 適切に実施できる人員配置及び資質向上の取組はなされているか。 ・ 管理体制において、適切な措置は講じられているか。		30点			
事業者の業務遂行能力 ・ 本事業に必要な学習支援能力はあるか。 ・ 過去の業務実績等から確実性のある企画となっているか。		20点			
積算価格 ・ 業務委託費用は縮減されているか。		10点			
配点合計		100点			
評価点合計（配点合計×委員5名）		500点			
	A	B	C	D	E
評価	優秀である	やや優秀である	普通	やや劣っている	劣っている
	配点×1.0	配点×0.8	配点×0.5	配点×0.2	配点×0

エ 審査結果の通知

審査結果は、令和7年3月31日（月）までに文書で通知する。

1.1 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当するときは、業務委託候補者の審査手続への参加資格を失うことがある。

- (1) 「7 参加資格に関する事項」の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類の提出日、提出場所等が本要領に適合しなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項が記載されていることが判明したとき。

1.2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル応募に係る一切の費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出書類の差し替え、再提出は認めない。また提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザル審査以外の目的には使用しない。
- (4) 参加表明者は、参加表明書の提出をもって、本要領の記載事項に同意したものとする。
- (5) 参加表明者名については、公開する場合がある。

13 提出場所・問い合わせ先

〒811-1292

福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

那珂川市教育委員会 教育指導室

担当：森・松本

TEL：092-953-2211 FAX：092-954-0292

E-mail：shidoushitu@city-nakagawa.fukuoka.jp